

株式会社社会津湯川ファーム

定 款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社会津湯川ファームと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 農林畜産物の生産、加工、販売
2. 農作業の受委託
3. 水稻・野菜苗の生産販売
4. 農業の経営及び技術の向上に関する研修の企画、事業実施
5. 農業等に係るコンサルタント等の受託業務
6. 農業研修生の研修受入及び実技指導
7. イベントの企画及び実施に関する業務
8. 農業体験を目的とする農園の運営・管理に関する業務
9. インターネットによる通信販売業務
10. 有料職業紹介事業
11. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
12. 公共施設の維持管理運営等に関する受託業務
13. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福島県河沼郡湯川村に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由
によって電子公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(召 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその他必要がある場合には、随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第 18 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 21 条 当社の取締役は、3 名以上 5 名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第 22 条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選任する。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役を選任することができる。

(業務の執行)

第25条 社長は会社の業務を統括し、専務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集し、その議長となる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規程により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第 29 条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監 査 役

(監査役の員数)

第 31 条 当会社の監査役は、2 名以内とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第 32 条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬)

第 34 条 監査役の報酬については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第36条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

2 剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(設立に際して出資される財産の価格及び資本金の額)

第37条 当社の設立に際して出資される財産の価値は金9,000万円とし、その全額を資本金とする。

(最初の事業年度)

第38条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成31年3月31日までとする。

(発起人の氏名又は名称及び住所、設立時発行株式の数及び払い込む金銭の額)

第39条 当社の発起人の氏名又は名称、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地
福島県河沼郡湯川村
普通株式1000株 金5,000万円

福島県会津若松市扇町35番地1
会津よつば農業協同組合
普通株式 800株 金4,000万円

(定款に定めのない事項)

第40条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社会津湯川ファームを設立のため、発起人の定款作成代理人である司法書士赤羽徳行は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年7月12日

発起人 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地
福島県河沼郡湯川村 村長 三澤豊隆

発起人 福島県会津若松市扇町35番地1
会津よつば農業協同組合 代表理事 長谷川一雄

上記発起人2名の定款作成代理人

福島県会津若松市御旗町1番13号
司法書士 赤羽徳行